

広島県企業局告示第二号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、沼田川工業用水道及び沼田川水道用水供給水道（坊士浄水場から尾道市高須町字瘡神谷西尾道分水点に至るまで、坊士浄水場から尾道市因島大浜町字椎木大浜分水点を経由し尾道市瀬戸田町林字三軒屋瀬戸田分水点に至るまで及び坊士浄水場から福山市沼隈町大字常石字敷名西内海分水点に至るまでの送水施設のうち送水管路、加圧ポンプ及び調整池（坊士調整池を除く。）並びに宮浦浄水場及びその附属設備並びに宮浦浄水場から三原市鷺浦町向田野浦須ノ上分水点に至るまでの送水施設（海底送水管を除く。）を除く。）の管理を行う指定管理者から、次のおり変更の届出があった。

平成二十八年一月十四日

広島県公営企業管理者 沖 田 清 治

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

株式会社水みらい広島 代表取締役社長 真鍋 孝利

2 主たる事務所の所在地

広島市中区小町一番二十五号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

主たる事務所の所在地

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
広島市中区三川町七番一号			広島市中区小町一番二十五号		

三 変更年月日

平成二十七年十二月一日